明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令（**総務**四八）　一

〔告　示〕

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十八条の規定に基づく認定業務規程の変更を認可した件（**厚生労働・農林水産**一）　一

○保安林の指定をする件（**農林水産**一五三一）　二

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五三二～一五五二）　五

○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（**経済産業**一三〇）　五

○高圧ガス保安法第三十九条の十二第一項の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定を取り消した件（**同**一三一）　五

○エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件（**国土交通**四八二）　五

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**四八三）　五

○土壌汚染対策法第五十三条第二号に規定する指定支援法人から名称の変更の届出があった件（**環境**四八）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**二六〇）　六

〔国会事項〕

内閣　宮内庁　法務省　六

〔人事異動〕

内閣　宮内庁　法務省　六

〔叙位・叙勲〕　七

〔褒　賞〕　八

〔官庁報告〕

法　務

再審による無罪判決の公示（宇都宮簡易裁判所）　九

国家試験

平成二十五年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

公認会計士懲戒処分、証票無効、財団、国営仙台東土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

公立学校共済組合役員の退職及び就職、職員の免職処分関係　三〇

会社その他　三三

省　令

○総務省令第四十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月九日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五十一号を削り、第五十一号の二を第五十一号とし、第五十一号の三を第五十一号の二とする。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十六第二項を削る。

第四十五条の十七第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及びZマーカの送信装置」を削り、同項を同条第二項とする。

附　則

この省令は、航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百三十三号）の施行の日（平成二十五年五月十日）から施行する。